

マイナンバー制度の実施に伴う 帯広市個人情報保護条例の特例等（素案）の概要

1 マイナンバー制度と導入時期

マイナンバー制度は、国民一人ひとりに番号を割り当てて、社会保障、税、災害対策の分野で利用し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認する仕組みです。

制度の導入時期は、次のとおり予定されています。

- ・平成27年10月 マイナンバーの指定、通知
- ・平成28年 1月 マイナンバーの利用を順次開始、個人番号カードの交付
- ・平成29年 7月 地方公共団体の情報連携

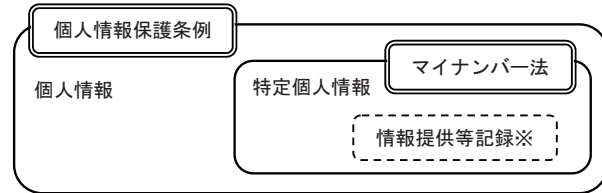
2 帯広市個人情報保護条例の特例

(1) 特例を設ける趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「マイナンバー法」といいます。）では、マイナンバーと関連付けられた個人情報（「特定個人情報」といいます。）の取扱いについて、これまでより厳格な手続を求めています。

一方、各自治体の個人情報の取扱いについては、それぞれの自治体が制定している個人情報保護条例も適用されます。

このため、マイナンバー法においては、マイナンバー法と個人情報保護条例の取扱いに矛盾がないよう、地方公共団体は必要な措置を講ずるとされていることから、帯広市においても個人情報保護条例の特例を定めるものです。



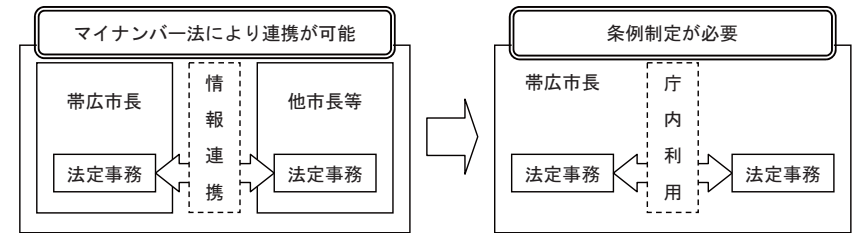
※「情報提供等記録」⇔情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の情報連携があったときに、①情報照会者、情報提供者の情報、②提供の求めの日時、提供があったときの日時、③特定個人情報の項目、④総務省令で定める事項を保存し、個人情報の本人や国の特定個人情報保護委員会が確認することができるようにするもの

(2) 特例の内容

具体的な特例の内容は、マイナンバー法において、国の行政機関における特例が規定されていることから、それに準じて、裏面のとおり帯広市個人情報保護条例の特例を定めるものです。

3 法定事務の庁内連携に伴う条例制定

マイナンバーの利用が法定されている事務どうしの情報を、帯広市の機関内部で利用する場合には、条例の制定が必要とされていることから、必要な規定を定めるものです。

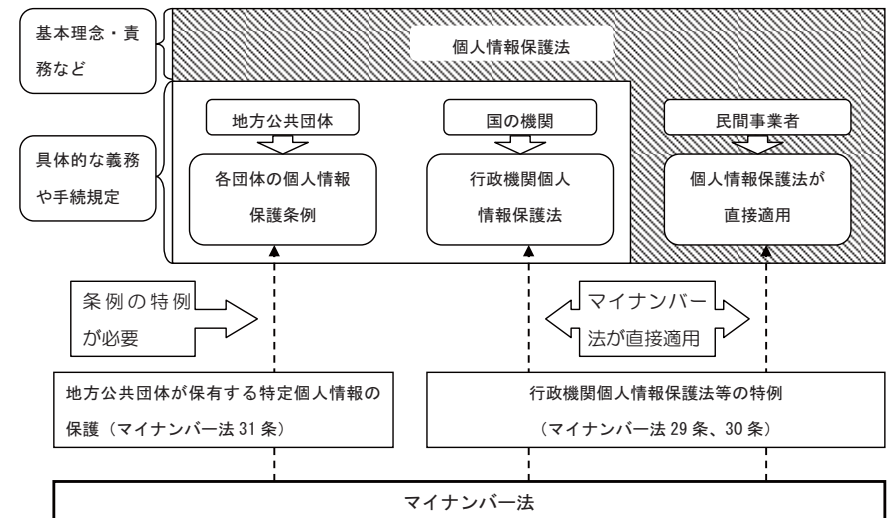


4 条例制定のスケジュール（予定）

平成27年 7月	総務委員会に素案報告
7～8月	パブリックコメント実施
9月	総務委員会に原案報告、9月議会に条例案提案
10月～	条例の施行

参考

個人情報保護制度とマイナンバー法の関係



帯広市個人情報保護条例の特例(素案)の概要

特例を設ける規定	現行条例の内容	特例の内容		趣 旨
		特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	情報提供等記録	
目的外利用に関する規定 (8条)	○以下の例外を除いて禁止する。 ①本人の同意があるとき。 ②法令の規定に基づくとき。 ③緊急かつやむを得ないとき。 ④情報審査会の意見を聞いて相当の理由があると認めるとき。	○人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合以外は目的外利用を禁止する。	○目的外利用を禁止する。	・ 特定個人情報は、通常の個人情報より更に厳格に目的外利用の事由を限定する。 ・ 情報提供等記録は、目的外利用が想定されないため、目的外利用を禁止する。
提供の制限に関する規定 (8条)		○マイナンバー法19条の各号に該当する場合に提供できるようにする。		・ マイナンバー法において特定個人情報を提供することができる場合は、同法19条各号の場合に限定されているため、個人情報保護条例上も同様に制限する。
開示・訂正・利用停止に関する規定 (15条など)	○本人及び法定代理人のみ開示請求等ができる。	○本人、法定代理人に加え、任意代理人による開示請求等ができるようにする。 (情報提供等記録は開示請求、訂正請求のみ)		・ 特定個人情報については、より一層の本人の関与が必要であることから、本人及び法定代理人に加え任意代理人も開示請求等を可能とする。
他の法令等による開示の実施との調整に関する規定 (28条)	○他の制度による開示ができる場合は、個人情報保護条例による同一の方法の開示はしない。	○適用除外とする。		・ 情報提供等記録開示システム（マイナポータル）により開示を受けることが難しい場合も想定されることから、個人情報保護条例による開示請求も可能とする。
開示・訂正時の移送に関する規定 (24条・36条)	○開示請求された個人情報が他の実施機関により開示決定等をされるべきものであるときは、その実施機関に事案を移送する。	○特例は設けない。	○開示・訂正決定に際し、他の機関への移送を認めない。	・ 情報提供等記録については、他の機関で開示等の決定をする場合が想定されないため、移送に関する手続を適用除外とする。
訂正の通知先に関する規定 (37条)	○個人情報訂正決定に基づく訂正をした場合に必要があるときは、提供先にその旨を通知する。	○特例は設けない。	○訂正した場合の通知先を、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者とする。	・ 情報提供等記録は情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであるため、これらの者に訂正通知する。
利用停止の請求の条件に関する規定 (38条など)	○利用停止請求は、個人情報保護条例の収集・利用のルールに従っていない場合に行うことができる。	○利用停止請求を認める場合に、マイナンバー法の①利用制限に対する違反、②収集制限・保管制限に対する違反、③ファイル作成制限に対する違反、④提供制限に対する違反を追加する。	○利用停止請求を認めない。	・ マイナンバー法では、特定個人情報について、同法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、個人情報保護条例上も同様にする。 ・ 情報提供等記録については、システムに自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めない。

※国は開示手数料（300円）を減免する特例を設けているが、帯広市は手数料を徴収しておらず、写しの交付の際の実費負担のみであるので、特例は設けない。